

別表 旅費・謝金のガイドライン (2020年6月27日理事会承認)

	会 員				非 会 員			
	講演者等		参加者・出席者		講演者等		参加者・出席者	
	旅費	謝金	旅費	謝金	旅費	謝金	旅費	謝金
大会	x	x	x	x	o	o	x	x
理事会, 常務理事会等 (大会等とは独立に開催)	-	-	o	x	-	-	-	-
理事会, 常務理事会等 (大会等との同時開催)	-	-	x	x	-	-	-	-
シンポジウム等, 学会が主催する, 大会とは独立の催し (大会と連続開催、ベーシックセミナー等)	x	▲	x	x	o	o	x	x
シンポジウム等, 学会が主催する, 大会とは独立の催し (科研費公開事業等)	o	▲	x	x	o	o	x	x
産学連携シンポジウムなど学会の委員会が開催する催し (大会とは独立に開催)	o	▲	o (委員として参加 する場合)	x	o	o	x	x
委員会の会議など	-	-	o	x	-	-	-	-
研究部会が主催する催し	o	△	x	x	o	o	x	x
他の組織が主催する催し等 (韓国生物心理学会への参加 など)	-	-	o(学会の代表として 参加する場合)	x	-	-	-	-
学会の用務による出張	-	-	o	-	-	-	-	-

- 該当しない

x 原則, 支出しない

o 原則, 支出する

▲主催者の判断により, 妥当な額を支払うことができる

△研究部会の主要メンバーでない場合には可 (ただし, 過度な額にならないよう留意)

注) 例えば, 会員であっても, 自らの研究費を持たない学生や, 退職された方に講演を依頼する場合などは, 旅費や謝金の支払いを認めるなど, 金額も含めてケースに応じて対応すべき。